

各弁護士近況

大川 正二郎

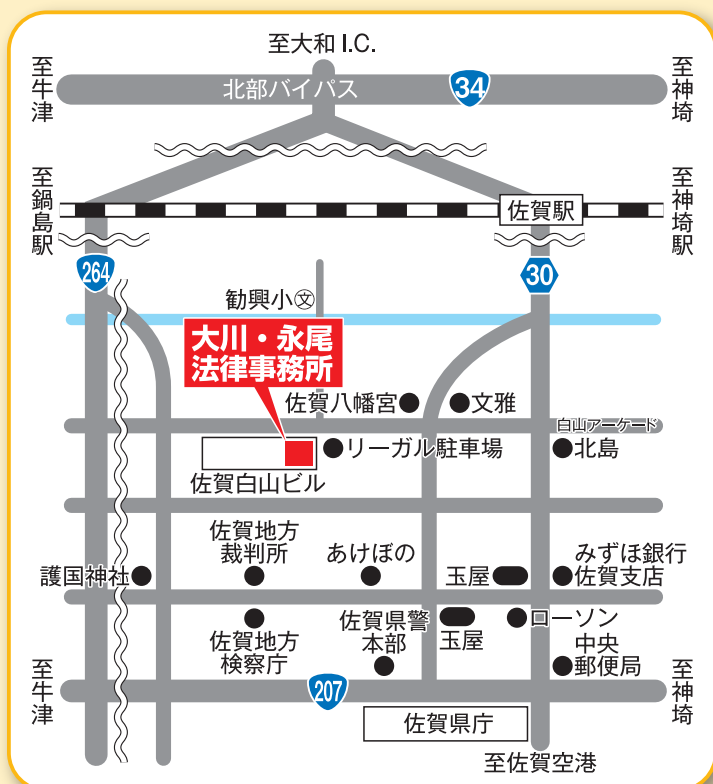
いつの間にか、自分も高齢者と呼ばれる年齢にさしかかりました。以前はまだ遠い先のことという感覚であったのが、今や現実のことになりました。そういえば、新聞でもネットでも、「老後の過ごし方」というようなタイトルの記事の方により目が行くようになってきました。誰でも年を取り、いずれ誰でも皆「高齢者」になっていくのですから、じたばたしても始まりません。ここはじっくりと年齢と付き合っていこうと思っています。年をとっても悪いことばかりではなく、経験という宝もあります。今後は、経験という宝を活かし、仕事にもじっくりと向き合っていこうと思います。

永尾 竹則

今春、子どもが進学し家から出ることになりました。私の時代は、住まいを探すのに現地の不動産屋に行って内覧をいくつもしてやっと決まったという記憶がありますが、今は、内覧もネット上で部屋の様子まで見ることができて、自宅に居ながらにして住まいを決めることができました。入試の後には入学式まですべて自宅に居たままで入学手続きまでできてしまう時代になりました。入学ガイダンスもオンラインですでに始まっているようです。ゆっくりする間もなく入学を迎えてしまう、便利なようで何となくせわしなさを感じてしまいます。

鳥飼 亜由美

今春小学1年生になる上の娘が、嵐にはまっています。YouTubeで、嵐のLIVE動画が偶然流れたのがきっかけです。それ以降、嵐のLIVE動画を見ては、推しのマツジュンこと松本潤さんがポーズを決めるたびに、「ああ～♡マツジュン～カッコいい!!」と言って目を♡にしてソファに倒れこんでいます。娘の今一番の願いは「私が大人になるまで、マツジュン、どうかおじさんにならないで!」です。おじさんもいいもんだよ、と伝えています。



大川・永尾法律事務所

〒840-0826
佐賀県佐賀市白山1丁目4番28号
佐賀白山ビル1階
TEL. 0952-25-5432
FAX. 0952-25-5535
URL: <http://okawa-nagao-lawoffice.jp>

業務時間
月～金 9:00～17:30
(祝日除く)

所属弁護士
大川 正二郎
永尾 竹則
鳥飼 亜由美



おたより

ほっと

第 18 号

大川・永尾法律事務所



「聴くは思いやり、言葉は贈り物」

私は、二年半前から、佐賀市の教育委員をつとめています。学校現場を訪問した際、「聴くは思いやり、言葉は贈り物」という言葉をみつけました。子ども達に、相手の話を聴くことや相手の心をあたたくする言葉をかけることの大切さを示した掲示でしたが、大人の世界、そして、私たち弁護士の業務でも、大切なことだと思いました。

私たち弁護士は、お客様のお悩みをうかがい、法的なアドバイスをすることが仕事です。

「法律では〇〇できますか?」というお客様の問いに、イエス・ノーの紋切り型の言葉を返すだけでなく、質問の裏に隠れた気持ちに寄り添い、その心情に至った事情を丁寧に聴き、共感を示して言葉を贈ることを、どんな時も、忘れないようにしたいものです。

有利な見通しでも、不利な見通しでも、私たちの言葉が贈り物となっていることを忘れず、「ほっと」安心をお届けできるよう、弁護士・事務員一丸となって邁進します。

どうぞ、お気軽にご相談ください。

令和五年四月吉日

弁護士 鳥飼 亜由美



弁護士
大川 正二郎

売掛金は請求書を出しておけば時効は大丈夫？

弁護士(弁)と飲み仲間の熊五郎(熊)のおなじみ飲みニケーションシリーズ第8弾。

熊:先生よ、家具販売の会社を立ち上げて5年。商売もだんだん軌道に乗って来たんだけど、客の中に令和2年2月末支払いの家具代をまだ支払わない客がいるんだ。

弁:売掛金は2年で時効消滅で、もう3年以上経つけど、大丈夫かい？

熊:へへん、そこらあたりは抜かりねえよ。毎年年末には請求書を出してるもんね。

弁:おいおい、熊さん。請求書は時効期間が経過する前に1回だけ、請求書が届いてから半年時効期間が延びるけど、その後は時効期間が延びる効果はないよ。しかも、延びた時効期間が経過する前に裁判等をしてしなくてはならないんだから。熊さんの売掛金は、本来令和4年2月末で時効消滅するところを、令和3年末の請求書で令和4年6月末まで時効期間が延びたけど、裁判等をしていないので令和4年6月末経過で時効消滅していることになるね。令和4年末にも請求書を出しているだろうけど、それは関係がないことになる。

熊:げっ、それじゃ、令和2年5月に売ってその月末支払いの家具代金も、令和4年6月末過ぎて時効消滅ということになるんですかい？

弁:それが令和2年4月1日から新しい民法が適用されて、令和2年4月1日以降の取引による売掛金は、基本的に5年の時効期間となったから心配しなくてもいいよ。

熊:ひえ〜、助かった。しかし、そういうことなら、これからは仕入代金の請求書が来てもほったらかしておいて5年の時効期間が過ぎるのを待とうかな。

弁:おいおい、熊さん。他の会社は熊さんみたいに請求書だけでなく、ちゃんと裁判などの請求手続きをしてもらうと思うし、そうなったら熊さんは仕入代金だけでなく遅延損害金も払わなくちゃならなくなって、結局支払額が増えてしまうことになるよ。それに信用も失くすしね

熊:おっと、そいつぁ、いけねえや。やっぱ、商売は正直が一番だな。



弁護士
永尾 竹則

高齢者の物忘れ等の判断能力が不十分になる場合に備える方法

高齢者が認知症などにより、判断能力がすでに低下している場合に財産を管理する方法として法定の後見制度がありますが、その前のまだ判断能力が十分にある段階で、将来、問題が出てきた時に備えておくものとして任意後見契約というものがあります。

この任意後見契約というのは、ご本人が意思能力を有している時に自ら選んだ人との間で、判断能力が不十分になったときの生活、療養看護、財産管理に関する事務をあらかじめ委託しその事務について代理権を与えておく制度とされています。この事務には、例えば、介護サービスの利用契約、施設への入所契約、病院への入院契約、預貯金の払戻しや解約、保険契約締結や解約、不動産等の財産に関する契約、賃貸借契約などがあります。

任意後見契約は、その契約を結んだ時点ではご本人の判断能力は何ら問題がないので、財産管理などはご自身で行うことになります。将来、ご本人の判断能力が低下したときに、任意後見監督人の選任を申し立て、選任された時から効力が発生します。この申立人はご本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者とされています。任意後見契約を結んだ時はご本人の判断能力は問題ないので、任意後見監督人が選任されるまではご本人が財産管理をすることになりますが、身体の衰えや病院に入院中などのためにご自身で財産管理することが難しい場合には、併せて、財産管理委任契約など別に契約を結んで財産管理などを行ってもらうことも考えられます。

任意後見制度は、法定の後見制度と異なり、ご本人が信頼できる人を後見人に選び委託することができるというメリットがあります。しかし、その反面で、後見監督人選任申立てまで期間が長くなるとご本人の意思が途中で変わってしまったり、受任者がほとんど関わらず実情を知らないまま後見人に選任されてしまったりなどのデメリットもあるようです。財産管理については、他に民事信託などの制度もありますが、それぞれメリット・デメリットがありますので、制度を利用しようとする場合には、何を重視したいかなど十分検討する必要があると思います



弁護士
鳥飼 亜由美

裁判所からの手紙

ご相談やご依頼をうける中で、時折、裁判所からの手紙をほったらかしてしまっている方がいらっしゃいます。

裁判所からの手紙を放置することは、とても危険ですので、是非、裁判所からの手紙がきた時点で、ご相談いただければと思っています。

というのも、裁判所で行われる民事訴訟には、「欠席判決」という制度があります。被告が、裁判所で指定した第1回目の期日に欠席し、原告が訴状等で主張している事実について、何らの争うこともしない場合には、原告の主張を被告が自白したものとみなして(認めたものとみなして)、原告の主張する事実を基礎として判決を行う制度です。原告の主張を基礎にして判決するので、原告の請求を認容する判決(原告にとっての勝訴判決)になってしまう確率がグンと上がってしまいます。

届いた裁判所の書類を放置している間に、裁判が開かれ、原告の勝訴となり、これが確定した場合には、原則として蒸し返して争うことは困難になります。時効など、たとえ被告に有利な事情があり、きちんと争っていれば原告の請求を退けることができたような事案であっても、時すでに遅し・・・。欠席判決で出されて確定判決をもとに、強制執行を受けてしまうこともあります。

このような事態を防ぐため、裁判所からの手紙が来た場合には、是非、お早めにご相談ください。

なお、いわゆる詐欺業者から、裁判所からの連絡と偽った手紙やメールが来ることもあります。自分では見分けがつかないといった場合も、是非ご相談ください。